

第5章 第2次成年後見制度利用促進計画

1 成年後見制度とは

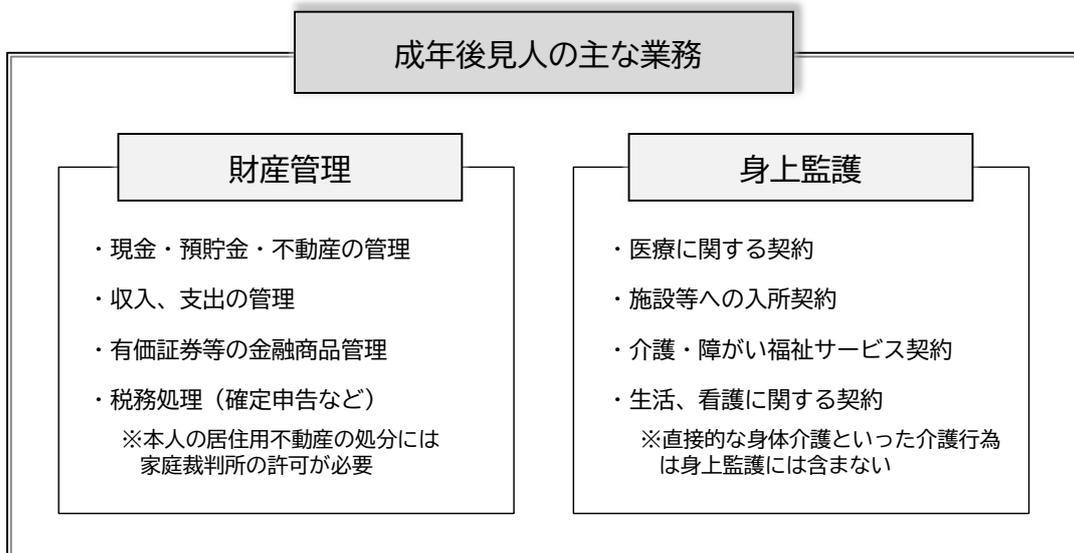
(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方の権利や財産等を、法律に基づき保護・支援をするための制度です。

制度を大きく分けると、「法定後見」と「任意後見」の2つがあります。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できます。

法定後見制度では、申立てを受けた家庭裁判所の審判によって選ばれた成年後見人等（家族、法律関係専門職等）が本人の利益を考えながら、現金・預貯金・不動産等の管理、不利益となる法律行為を取り消したりすること（財産管理）や、医療や介護に関する手続きや契約等、本人の法律行為を代行すること（身上監護）を行い、本人を保護・支援します。

成年後見制度の類型		
区分	対象となる人	援助する人
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人
補助	判断能力が不十分な方	補助人
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。	



(2) 日常生活自立支援事業の概要

成年後見制度と類似する制度として、日常生活自立支援事業があります。この事業は、利用者が都道府県社会福祉協議会と契約を締結し、金銭管理等に不安がある利用者の日常生活に必要な金銭や通帳の管理等を管轄の社会福祉協議会が行います。

本人との契約に基づき事業が実施されるものであり、家庭裁判所の審判等を必要としません。ただし、成年後見制度が、すべての財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為を援助できるのに対して、日常生活自立支援事業では、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定される違いがあります。

境町在住の方の日常生活自立支援事業の利用相談・受付は、境町社会福祉協議会が実施しています。

○ 境町社会福祉協議会（境町長井戸 1681-1）
電話：0280-87-2525

(3) 成年後見制度に関する相談先

境町では、成年後見制度を利用している人やこれから利用を考えている人が相談できる窓口として、境町役場・境町社会福祉協議会・境町地域包括支援センターの他、各種機関・団体でも受け付けております。

成年後見制度の相談窓口	
名称	連絡先
境町役場 介護福祉課	0280-81-1323
境町役場 社会福祉課	0280-81-1305
境町社会福祉協議会	0280-87-2525
境町地域包括支援センターファミール境	0280-87-7111
水戸家庭裁判所下妻支部	0296-43-6781
成年後見センター・リーガルサポート茨城支部（茨城県司法書士会）	029-302-3166
成年後見センターぱあとなあいばらき（茨城県社会福祉士会）	029-244-9030
茨城県弁護士会下妻相談センター	0296-44-2661
法テラス茨城下妻法律事務所	050-3383-5393
任意後見制度の相談…下館公証役場	0296-24-9460

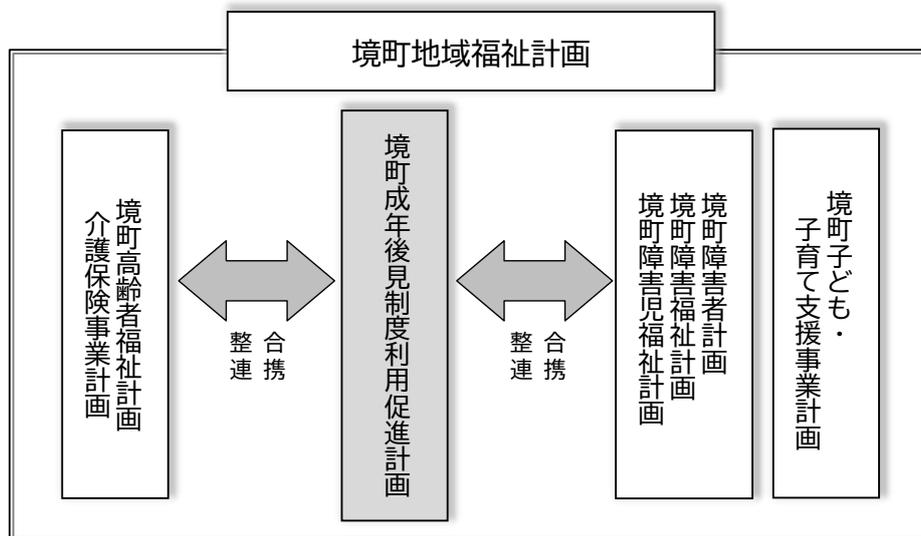
2 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の根拠

当計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案しながら、境町における成年後見制度の利用促進に向けた取組の方向性を明らかにするために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

当計画は、境町地域福祉計画を上位計画とし、境町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、境町障害者計画等の各種福祉計画と整合、連携を図ります。



(3) 計画の期間

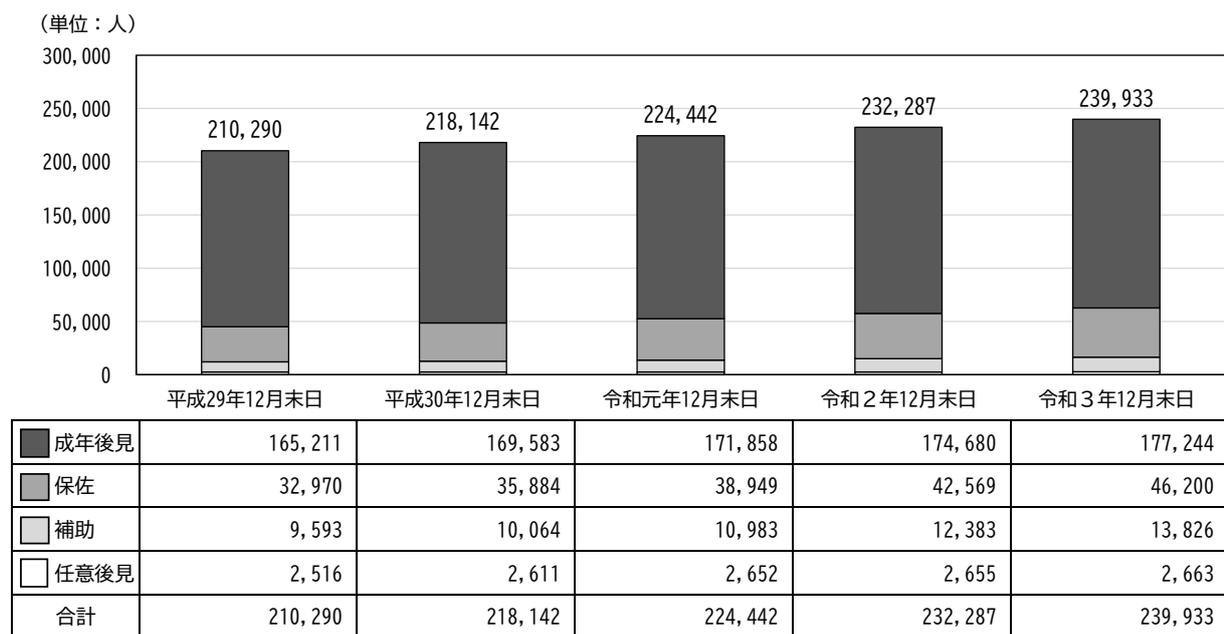
当計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年です。

令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度
第2次地域福祉計画		第3次地域福祉計画 (第2次成年後見制度利用促進計画)				
成年後見制度利用促進計画						

3 成年後見制度の利用状況

(1) 全国の成年後見制度の利用状況

厚生労働省が公表している資料によると、全国で成年後見制度の各類型における利用者数はいずれも増加傾向にあります。令和3年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約73.9%、保佐の割合が約19.3%、補助の割合が約5.8%、任意後見の割合が約1.1%となっています。



出典：厚生労働省

(2) 境町の成年後見制度の利用状況

水戸家庭裁判所が公表している資料によると、境町における成年後見制度の利用者は11人となっています。類型別にみると、成年後見が10人、保佐が1人となっており、全国の状況と同じく成年後見類型が最も多くなっています。

境町において、成年後見制度の利用が必要と思われる認知症を有する人及び一定の障害を有する人の総定数は914人（令和3年（2021年）末時点）であり、実際に利用されている人は約1.2%となっています。多くの人々が成年後見制度の利用につながっていないことが課題となっています。

■ 境町における成年後見制度の利用状況

成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
10人	1人	0人	0人	11人

出典：令和4年（2022年）10月1日 水戸家庭裁判所報告

4 計画の基本的な考え方

(1) 基本目標

◆基本目標 1 成年後見制度に関する広報・啓発

境町第3次地域福祉計画町民アンケート調査の結果において、町民の間で成年後見制度への理解が進んでいない現状が見受けられました。成年後見制度の利用を促進していくために、町民が制度の内容や相談先等を適切に把握していることが重要であることから、当計画の重点項目として、制度内容や相談先に関する広報・啓発に取り組み、制度の利用を必要とする人に十分に情報を届けられるようにします。

◆基本目標 2 成年後見制度を取り巻く関係者間の協力体制の仕組みづくり

成年被後見人等がノーマライゼーションの理念で個人の尊厳を保ち、自立した生活を行うためには、本人の力に加えて、成年後見人等や家族、各関係機関、ボランティア等が互いに連携し、必要な支援を検討していく場が必要となります。成年後見制度を利用する人が、制度のメリットを十分に享受できるように、町として、関係者間の協力体制を強化し、制度を利用する上での障壁の解消に向けて協働していきます。

◆基本目標 3 成年後見制度を利用する人を支える仕組みづくり

成年後見制度を利用するにあたり、家庭裁判所への申立て、医師による診断書作成等の複雑な手続きを要します。また、後見人等への報酬も必要となるため、申立てを行う人がいない、資力がない等の理由により、制度を円滑に利用できない場合などが考えられます。これらの現状を踏まえ、家庭裁判所や関係機関、専門職を含めた協力体制（地域連携ネットワーク）を強化し、成年後見制度を利用している人や利用を検討している人を支えられるような仕組みづくりを進めていきます。

(2) 施策の体系

当計画の基本理念及び基本目標を達成するための具体的な取組を以下の通り掲げます。

基本目標	具体的な取組
基本目標 1 成年後見制度に関する 広報・啓発	1. 広報やホームページを通じての情報発信 2. 制度周知のためのリーフレット等の作成 3. 町民向け制度説明会の開催
基本目標 2 成年後見制度を取り巻く 関係者間の協力体制の強化	1. 関係者・専門職向け制度学習会の開催 (民生委員、ケアマネジャー、サービス提供事業所等、 成年被後見人等と接する機会が多いと思われる関係者を 対象に実施) 2. 地域ケア会議、個別ケース会議の形式を活用した関係者 間(チーム)の協力体制の構築 3. 専門職等との協力体制(地域連携ネットワーク)の整備
基本目標 3 成年後見制度を利用する人を 支える仕組みづくり	1. 中核機関の機能強化 ①制度利用に関する相談窓口の明確化 ②成年後見人等への支援 ③市民後見人の育成 ④利用者と成年後見人等とのマッチング支援 2. 成年後見制度利用支援事業の実施 ①申立てが困難な人の首長申立て支援 ②資力がない人への成年後見人等報酬助成

5 施策の展開

(1) 成年後見制度に関する広報・啓発

1. 広報・ホームページを通じての情報発信

町広報誌・お知らせ版、町ホームページを活用し、当該制度に関する利用案内や相談窓口等の広報・啓発を行い、広く町民の制度理解が進むように、情報発信に取り組みます。

2. 制度周知のためのリーフレット等の作成

制度の仕組みや利用の流れを解説したリーフレット等を作成・配布し、制度の利用を検討している人がスムーズに手続きが進められるように支援します。

また、町民だけでなく民生委員やボランティア、金融機関やサービス事業所等といった成年被後見人や成年後見人等に係る関係者に広く配布し、制度周知と理解向上を進めます。

3. 町民向け制度学習会の開催

地域で成年後見制度の制度理解と周知を行うため、町民を対象に成年後見制度の内容や利用促進のための学習会を開催します。

■ 基本目標に対する成果指標 ■

指標	現状	目標
(1) 成年後見制度に関する広報・啓発		
○境町第3次地域福祉計画町民アンケート調査 「成年後見制度の認知状況」『知らなかった』の減少	30.8%	25%以下
○町民向け制度学習会の開催	0回	1回/年

(2) 成年後見制度を取り巻く関係者間の協力体制の仕組みづくり

1. 関係者・専門職向け制度学習会の開催

成年後見制度に係る地域の民生委員やボランティア、サービス提供事業者や各種関係機関を対象に、より具体的な制度理解を図り、制度の利用が必要な人を早期に発見し、相談機関や制度につなげられるようにします。

2. 地域ケア会議、個別ケース会議の形式を活用した関係者間（チーム）の協力体制の構築

制度を利用する人が、成年後見制度のメリットを享受し、自己決定が尊重され安心した生活を送れるように、地域ケア会議や個別ケース会議の形式を活用し、本人・成年後見人等のほか、医療・介護の関係者や民生委員等と定期的に情報共有を行い、本人を中心としたチームとしての見守り、協力体制を強化します。

3. 専門職等との協力体制（地域連携ネットワーク）の整備

広く権利擁護のニーズに応えるため、行政等担当者による県や近隣自治体との連絡会や、家庭裁判所や司法専門職等による情報交換会に積極的に参加し、境・八千代・五霞権利擁護地域連携ネットワークの整備を推進します。

■ 基本目標に対する成果指標 ■

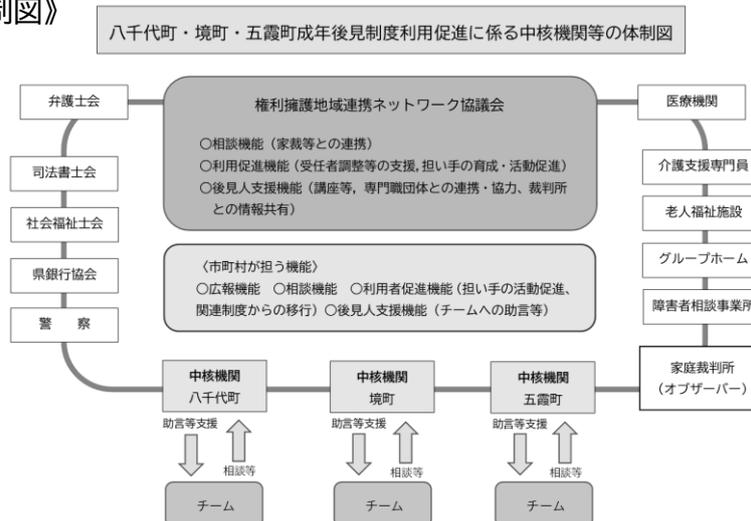
指標	現状	目標
(2) 成年後見制度を取り巻く関係者間の協力体制の仕組みづくり		
○境・八千代・五霞権利擁護地域連携ネットワーク協議会の開催	1回	2回
○関係者・専門職向け制度学習会の開催	0回	1回/年

(3) 成年後見制度を利用する人を支える仕組みづくり

1. 「中核機関」の機能強化

中核機関（境町役場）が協議会の事務局として、①広報、②相談の機能を優先的に整備することとします。③成年後見制度利用促進における受任者調整（マッチング）支援や、④後見人支援に関しては、本人にとって望ましい後見人等が選任されるような体制や、意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われるための後見人支援のあり方について、今後、地域連携ネットワークの中で協議を進めます。

《中核機関等体制図》



2. 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の利用に際し、申し立てを行うべき親族がない高齢者に対して町が審判の申し立てを行う（首長申立て）とともに、審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その費用の全部又は一部を助成します。

成年後見制度による支援が必要な方が広く利用できるように、継続して事業を推進していきます。

項目	実績		見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	成年後見制度利用支援事業利用者（高齢分野）				
利用者/年度	1件	1件	1件	2件	3件
内容	成年後見制度利用支援事業利用者（障害分野）				
利用者/年度	0件	0件	1件	1件	1件

■ 基本目標に対する成果指標 ■

指標	現状	目標
(3) 成年後見制度を利用する人を支える仕組みづくり		
○相談件数	0件	3件